

【報告関係資料】

要綱・要領の改正について

横浜市公共事業評価実施要綱 新旧対照表

横浜市公共事業評価実施要綱事務取扱要領 新旧対照表

(事務局)

横浜市公共事業評価実施要綱 新旧対照表（1／6）

新【改正案】	旧【現 行】	備考
横浜市公共事業評価実施要綱 制 定 平成 17 年 3 月 28 日 総公第 203 号（局長決裁） 最近改正 令和 8 年 3 月 31 日 財フ第 2929 号（局長決裁） 第 1 章 総則 （目的） 第 1 条 この要綱は、市が実施する公共事業に関し、事業着手前から完了後までの各段階において、事業の必要性や効果等を客観的に評価し、公表することにより、公共事業における効率性及び実施過程の透明性の向上を図ることを目的とする。 （定義） 第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 公共事業評価 市が実施する施設整備事業（以下「事業」という。）に関して行う、事前評価、再評価及び事後評価をいう。 (2) 事前評価 新たに事業費を予算化しようとする事業について、事業の必要性や効果等の視点から事業実施の妥当性を判断する手続であり、次章の規定に従い定められたものをいう。 (3) 再評価 事業採択後一定の期間が経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過した時点で継続中の事業等について、事業継続の是非を判断するとともに、必要に応じてその見直しを行う手続であり、第 3 章の規定に従い定められたものをいう。 (4) 事後評価 事業完了後一定の期間を経過した事業等について、事業完了後の事業効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置を検討するとともに、事後評価の結果を同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直し等に反映させることを目的として実施する手続であり、第 4 章の規定に従い定められたものをいう。 2 補助事業の公共事業評価において、国の要領等と重複する規定等がある場合は、国の要領等によるものとする。 （公共事業評価委員会） 第 3 条 市は、事前評価、再評価及び事後評価の実施に当たり、横浜市附属機関設置条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 49 号）に基づき設	横浜市公共事業評価実施要綱 制 定 平成 17 年 3 月 28 日 総公第 203 号（局長決裁） 最近改正 令和 3 年 3 月 24 日 財公第 826 号（局長決裁） 第 1 章 総則 （目的） 第 1 条 この要綱は、市が実施する公共事業に関し、事業着手前から完了後までの各段階において、事業の必要性や効果等を客観的に評価し、公表することにより、公共事業における効率性及び実施過程の透明性の向上を図ることを目的とする。 （定義） 第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 公共事業評価 市が実施する施設整備事業（以下「事業」という。）に関して行う、事前評価、再評価及び事後評価をいう。 (2) 事前評価 新たに事業費を予算化しようとする事業について、事業の必要性や効果等の視点から事業実施の妥当性を判断する手続であり、次章の規定に従い定められたものをいう。 (3) 再評価 事業採択後一定の期間が経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過した時点で継続中の事業等について、事業継続の是非を判断するとともに、必要に応じてその見直しを行う手続であり、第 3 章の規定に従い定められたものをいう。 (4) 事後評価 事業完了後一定の期間を経過した事業等について、事業完了後の事業効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置を検討するとともに、事後評価の結果を同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直し等に反映させることを目的として実施する手続であり、第 4 章の規定に従い定められたものをいう。 2 補助事業の公共事業評価において、国の要領等と重複する規定等がある場合は、国の要領等によるものとする。 （公共事業評価委員会） 第 3 条 市は、事前評価、再評価及び事後評価の実施に当たり、横浜市附属機関設置条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 49 号）に基づき設	

横浜市公共事業評価実施要綱 新旧対照表（2／6）

新【改 正 案】	旧【現 行】	備考
置する、学識経験者で構成する横浜市公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）から意見を聴き、その意見を尊重するものとする。 第 2 章 事前評価 （事前評価を実施する事業） 第 4 条 事前評価を実施する事業は、原則として総事業費が 20 億円以上の事業とする。ただし、単純な更新を目的とした維持修繕事業、災害復旧事業、耐震改修事業等は除くものとする。 2 事前評価を実施する事業のうち、次の事業については、事前評価の対象事業から除くことができる。 （1） 計画策定段階において事前評価と同様の手続を実施している事業 （2） 国等の事業と一体となって効果を発揮する事業又は国等と共同して実施する事業等、市が単独で評価することが困難な事業 （3） その他、事前評価の実施が困難な事業 （事前評価を実施する時期） 第 5 条 事前評価を実施する時期は、原則として事業実施に必要な事業費の予算を計上する前までとする。 （事前評価調書（案）の策定） 第 6 条 事前評価の実施にあたり、市は、事業の必要性、効果及び環境への配慮等の視点から、事前評価調書（案）を策定するものとする。 （市民意見の聴取） 第 7 条 市は、前条の事前評価調書（案）を市民に公表し、意見を求める（以下、「市民意見の聴取」という。）ものとする。ただし、事業の計画策定段階において、同様の手続を実施している場合は、この限りでない。 （委員会の意見聴取） 第 8 条 市は、事前評価を実施する事業については、前条のほか、第 6 条の事前評価調書（案）について、委員会に意見を求めるものとする。ただし、事業の計画策定段階において同様の手続を実施している場合は、この限りでない。 （事前評価の結果の公表） 第 9 条 市は、「事前評価の結果」として次の各号を策定し、公表するものとする。 （1） 前 2 条の結果を踏まえ確定した「事前評価調書」	置する、学識経験者で構成する横浜市公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）から意見を聴き、その意見を尊重するものとする。 第 2 章 事前評価 （事前評価を実施する事業） 第 4 条 事前評価を実施する事業は、原則として総事業費が 20 億円以上の事業とする。ただし、単純な更新を目的とした維持修繕事業、災害復旧事業、耐震改修事業等は除くものとする。 2 事前評価を実施する事業のうち、次の事業については、事前評価の対象事業から除くことができる。 （1） 計画策定段階において事前評価と同様の手続を実施している事業 （2） 国等の事業と一体となって効果を発揮する事業又は国等と共同して実施する事業等、市が単独で評価することが困難な事業 （3） その他、事前評価の実施が困難な事業 （事前評価を実施する時期） 第 5 条 事前評価を実施する時期は、原則として事業実施に必要な事業費の予算を計上する前までとする。 （事前評価調書（案）の策定） 第 6 条 事前評価の実施にあたり、市は、事業の必要性、効果及び環境への配慮等の視点から、事前評価調書（案）を策定するものとする。 （市民意見の聴取） 第 7 条 市は、前条の事前評価調書（案）を市民に公表し、意見を求める（以下、「市民意見の聴取」という。）ものとする。ただし、事業の計画策定段階において、同様の手続を実施している場合は、この限りでない。 （委員会の意見聴取） 第 8 条 市は、事前評価を実施する事業については、前条のほか、第 6 条の事前評価調書（案）について、委員会に意見を求めるものとする。ただし、事業の計画策定段階において同様の手続を実施している場合は、この限りでない。 （事前評価の結果の公表） 第 9 条 市は、「事前評価の結果」として次の各号を策定し、公表するものとする。 （1） 前 2 条の結果を踏まえ確定した「事前評価調書」	

横浜市公共事業評価実施要綱 新旧対照表（3／6）

新【改正案】	旧【現行】	備考
(2) 第7条により市民意見があったときは、「市民意見」及び「市民意見に対する市の見解」 (3) 前条により委員会から意見の具申（以下、「意見具申」という。）があったときは、「意見具申に対する対応」	(2) 第7条により市民意見があったときは、「市民意見」及び「市民意見に対する市の見解」 (3) 前条により委員会から意見の具申（以下、「意見具申」という。）があったときは、「意見具申に対する対応」	
第3章 再評価	第3章 再評価	
（再評価を実施する事業） 第10条 再評価を実施する事業は、原則として総事業費が20億円以上の事業のうち、次の各号に定める事業とする。ただし、単純な更新を目的とした維持修繕事業、災害復旧事業、耐震改修事業等は除くものとする。 (1) 事業採択後5年間が経過した時点で未着工の事業 (2) 事業採択後5年間が経過した時点で継続中の事業 （ただし、下水道事業及び水道事業においては10年間） (3) 再評価実施後5年間が経過した時点で未着工又は継続中の事業 （ただし、下水道事業においては10年間） (4) 社会経済情勢の急激な変化等により再評価の実施の必要が生じた事業 2 再評価を実施する事業のうち、次の事業については、再評価の対象事業から除くことができる。 (1) 一定以上の事業進捗が図られている事業又は当該年度の翌年度末までに完了する見込みである事業 (2) 事業目的等の変更を伴う再構築中の事業 (3) 国等の事業と一体となって効果を発揮する事業又は国等と共同して実施する事業等、市が単独で評価することが困難な事業 (4) 次条に規定する再評価を実施する時期において、再評価と同様の手続を実施している事業	（再評価を実施する事業） 第10条 再評価を実施する事業は、原則として総事業費が20億円以上の事業のうち、次の各号に定める事業とする。ただし、単純な更新を目的とした維持修繕事業、災害復旧事業、耐震改修事業等は除くものとする。 (1) 事業採択後5年間が経過した時点で未着工の事業 (2) 事業採択後5年間が経過した時点で継続中の事業 （ただし、下水道事業及び水道事業においては10年間） (3) 再評価実施後5年間が経過した時点で未着工又は継続中の事業 （ただし、下水道事業においては10年間） 2 再評価を実施する事業のうち、次の事業については、再評価の対象事業から除くことができる。 (1) 一定以上の事業進捗が図られている事業又は当該年度の翌年度末までに完了する見込みである事業 (2) 事業目的等の変更を伴う再構築中の事業 (3) 国等の事業と一体となって効果を発揮する事業又は国等と共同して実施する事業等、市が単独で評価することが困難な事業 (4) 次条に規定する再評価を実施する時期において、再評価と同様の手続を実施している事業	
（再評価を実施する時期） 第11条 前条により再評価を実施する事業について、再評価を実施する時期は、原則として前条第1項第1号から第3号の事業において定める時点を経過する日の属する年度の末日までとする。前条第1項第4号の事業については、必要が生じた時点から原則、翌年度の末日までとする。	（再評価を実施する時期） 第11条 前条により再評価を実施する事業について、再評価を実施する時期は、原則として前条第1項各号の事業において定める時点を経過する日の属する年度の末日までとする。	
（再評価調書（案）の策定） 第12条 市は、再評価の実施に当たり、事業の継続か中止かの判断を示した対応方針（以下、「対応方針」という。）の案等を記載した再評価調書（案）を策定するものとする。 （委員会の意見聴取）	（再評価調書（案）の策定） 第12条 市は、再評価の実施に当たり、事業の継続か中止かの判断を示した対応方針（以下、「対応方針」という。）の案等を記載した再評価調書（案）を策定するものとする。 （委員会の意見聴取）	

横浜市公共事業評価実施要綱 新旧対照表（4／6）

新【改 正 案】	旧【現 行】	備考
第 13 条 市は、再評価を実施する事業については、前条の再評価調書（案）について、委員会に意見を求めるものとする。 （対応方針の確定） 第 14 条 市は、前条の結果を踏まえ、「対応方針」を確定するものとする。 （再評価の結果の公表） 第 15 条 市は、「再評価の結果」として次の各号を策定し、公表するものとする。 （1） 前条により対応方針を確定した「再評価調書」 （2） 第 13 条により委員会から意見具申があったときは、「意見具申に対する対応」 第 4 章 事後評価 （事後評価を実施する事業） 第 16 条 事後評価を実施する事業は、原則として、事前評価を実施した事業とする。 2 事後評価を実施する事業のうち、次の事業については、事後評価の対象事業から除くことができる。 （1） 事業完了後に事後評価と同様の手続を実施している事業 （2） 国等の事業と一体となって効果を発揮する事業又は国等と共同して実施する事業等、市が単独で評価することが困難な事業 （事後評価を実施する時期） 第 17 条 事後評価を実施する時期は、原則として事業完了後 5 年以内とする。ただし、関連する事業の進捗状況等から事業効果の確認が困難な場合は最大 5 年の範囲で延長することができるものとする。 （事後評価調書（案）の策定） 第 18 条 市は、事後評価の実施に当たり、当該事業完了後の事業効果等を記載した事後評価調書（案）を策定するものとする。 （委員会の意見聴取） 第 19 条 市は、事後評価を実施する事業については、前条の事後評価調書（案）について、委員会に意見を求めるものとする。 （事後評価の結果の公表） 第 20 条 市は、「事後評価の結果」として次の各号を策定し、公表するも	第 13 条 市は、再評価を実施する事業については、前条の再評価調書（案）について、委員会に意見を求めるものとする。 （対応方針の確定） 第 14 条 市は、前条の結果を踏まえ、「対応方針」を確定するものとする。 （再評価の結果の公表） 第 15 条 市は、「再評価の結果」として次の各号を策定し、公表するものとする。 （1） 前条により対応方針を確定した「再評価調書」 （2） 第 13 条により委員会から意見具申があったときは、「意見具申に対する対応」 第 4 章 事後評価 （事後評価を実施する事業） 第 16 条 事後評価を実施する事業は、原則として、事前評価を実施した事業とする。 2 事後評価を実施する事業のうち、次の事業については、事後評価の対象事業から除くことができる。 （1） 事業完了後に事後評価と同様の手続を実施している事業 （2） 国等の事業と一体となって効果を発揮する事業又は国等と共同して実施する事業等、市が単独で評価することが困難な事業 （事後評価を実施する時期） 第 17 条 事後評価を実施する時期は、原則として事業完了後 5 年以内とする。ただし、関連する事業の進捗状況等から事業効果の確認が困難な場合は最大 5 年の範囲で延長することができるものとする。 （事後評価調書（案）の策定） 第 18 条 市は、事後評価の実施に当たり、当該事業完了後の事業効果等を記載した事後評価調書（案）を策定するものとする。 （委員会の意見聴取） 第 19 条 市は、事後評価を実施する事業については、前条の事後評価調書（案）について、委員会に意見を求めるものとする。 （事後評価の結果の公表） 第 20 条 市は、「事後評価の結果」として次の各号を策定し、公表するも	

横浜市公共事業評価実施要綱 新旧対照表（5／6）

【改 定 案】	【現 行】	備考
のとする。 （1） 前条の結果を踏まえ確定した「事後評価調書」 （2） 前条により委員会から意見具申があったときは、「意見具申に対する対応」 第 5 章 その他 （事務取扱要領） 第 21 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。 附 則 （施行期日） 1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。 （横浜市事業再評価実施要綱の廃止） 2 横浜市事業再評価実施要綱（平成 10 年 12 月 16 日施行）は、廃止する。 附 則 （施行期日） この要綱は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。 附 則 （施行期日） この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 （施行期日） この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 （施行期日） この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の改正規定については、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。 附 則 （施行期日） この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。 附 則	のとする。 （1） 前条の結果を踏まえ確定した「事後評価調書」 （2） 前条により委員会から意見具申があったときは、「意見具申に対する対応」 第 5 章 その他 （事務取扱要領） 第 21 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。 附 則 （施行期日） 1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。 （横浜市事業再評価実施要綱の廃止） 2 横浜市事業再評価実施要綱（平成 10 年 12 月 16 日施行）は、廃止する。 附 則 （施行期日） この要綱は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。 附 則 （施行期日） この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 （施行期日） この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 （施行期日） この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の改正規定については、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。 附 則 （施行期日） この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。 附 則	

横浜市公共事業評価実施要綱 新旧対照表（6／6）

【改 定 案】	【現 行】	備考
（施行期日） 1 この要綱は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。 （経過措置） 2 平成 24 年度に第 10 条に該当する事業で第 11 条に規定する期間を超過している事業については、再評価時期を平成 26 年度末までとし、完了した事業は再評価の対象外とする。 附 則 （施行期日） この要綱は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。 附 則 （施行期日） この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 （施行期日） この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 （施行期日） この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。	（施行期日） 1 この要綱は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。 （経過措置） 2 平成 24 年度に第 10 条に該当する事業で第 11 条に規定する期間を超過している事業については、再評価時期を平成 26 年度末までとし、完了した事業は再評価の対象外とする。 附 則 （施行期日） この要綱は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。 附 則 （施行期日） この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 （施行期日） この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。	

横浜市公共事業評価 実施要綱事務取扱要領の新旧対照表（1／12）

新【改 正 案】	旧【現 行】	備考
横浜市公共事業評価実施要綱事務取扱要領 制 定 平成17年 3 月24日 総公第 198号（部長決裁） 最近改正 令和 8 年 3 月31日 財フ第2929号（局長決裁） （趣旨） 1 この要領は、「横浜市公共事業評価実施要綱」（以下「実施要綱」という。）の基本的解釈及び細部事項について定めるものとする。 （総則） 2 第 2 条関係 (1) 第 1 号の「市が実施する施設整備事業」とは、道路、公園、下水道等の基盤施設から建築物や設備等まで含めた、市が事業主体となって実施するすべての施設の整備事業のことをいう。 (2) 第 3 号の「事業採択」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第 1 項に定める認可又はこれに相当するもので、原則として別表 1 のとおりとする。 (3) 第 3 号の「未着工」とは、別表 2 のとおりとする。 (4) 第 4 号の「事業完了」とは、別表 3 のとおりとする。 （事前評価関係） 3 第 4 条関係 (1) 第 1 項の「総事業費」とは、事業の実施に必要な用地取得・補償費、設計費、工事費等、事業に要する経費の総額のことをいう（ただし、業務に従事する市職員の人件費、維持管理に要する経費及び基本計画等の事業の実施の判断のための予備的検討に要する経費は除く。）。 なお、事業に先駆けて先行的に当該事業費以外の財源を用いて用地を取得している場合は、当該事業費により買い換える時点での価格を用いるものとする。 (2) 第 1 項の「単純な更新を目的とした」とは、単独もしくは複数の既存施設を対象に、機能の向上や効率性を図りながら（軽微なものを除く）再構築を行う場合以外のことをいう。 (3) 第 2 項の「事前評価と同様の手続」とは、事業の計画策定段階において、事業の必要性、効果及び事業計画等について、市民に公表し意見を聴く手続及び第三者委員会等に意見を聴く手続のいずれも実施していることをいう。 (4) 事前評価を実施する際の事業の単位は、次の視点に基づき決定するものとする。 ア 施設の機能を発揮する範囲など、効果的な評価が可能な範囲（補助事業の事業認可の単位等） イ 将来的に再評価もしくは事後評価の対象となった場合の整合性を考慮した範囲	横浜市公共事業評価実施要綱事務取扱要領 制 定 平成17年 3 月24日 総公第 198号（部長決裁） 最近改正 令和 3 年 3 月24日 財公第 826号（局長決裁） （趣旨） 1 この要領は、「横浜市公共事業評価実施要綱」（以下「実施要綱」という。）の基本的解釈及び細部事項について定めるものとする。 （総則） 2 第 2 条関係 (1) 第 1 号の「市が実施する施設整備事業」とは、道路、公園、下水道等の基盤施設から建築物や設備等まで含めた、市が事業主体となって実施するすべての施設の整備事業のことをいう。 (2) 第 3 号の「事業採択」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第 1 項に定める認可又はこれに相当するもので、原則として別表 1 のとおりとする。 (3) 第 3 号の「未着工」とは、別表 2 のとおりとする。 (4) 第 4 号の「事業完了」とは、別表 3 のとおりとする。 （事前評価関係） 3 第 4 条関係 (1) 第 1 項の「総事業費」とは、事業の実施に必要な用地取得・補償費、設計費、工事費等、事業に要する経費の総額のことをいう（ただし、業務に従事する市職員の人件費、維持管理に要する経費及び基本計画等の事業の実施の判断のための予備的検討に要する経費は除く。）。 なお、事業に先駆けて先行的に当該事業費以外の財源を用いて用地を取得している場合は、当該事業費により買い換える時点での価格を用いるものとする。 (2) 第 1 項の「単純な更新を目的とした」とは、単独もしくは複数の既存施設を対象に、機能の向上や効率性を図りながら（軽微なものを除く）再構築を行う場合以外のことをいう。 (3) 第 2 項の「事前評価と同様の手続」とは、事業の計画策定段階において、事業の必要性、効果及び事業計画等について、市民に公表し意見を聴く手続及び第三者委員会等に意見を聴く手続のいずれも実施していることをいう。 (4) 事前評価を実施する際の事業の単位は、次の視点に基づき決定するものとする。 ア 施設の機能を発揮する範囲など、効果的な評価が可能な範囲（補助事業の事業認可の単位等） イ 将来的に再評価もしくは事後評価の対象となった場合の整合性を考慮した範囲	

横浜市公共事業評価 実施要綱事務取扱要領の新旧対照表（2／12）

新【改 正 案】	旧【現 行】	備考
(5) 第2項各号に該当し、事前評価実施事業から除く場合、事業を所管する局、事業本部及び区役所（以下「事業評価実施局」という。）は、委員会の事務局と調整のうえ、「事業評価実施除外報告書（様式1）」により報告するものとする。 4 第5条関係 (1) 「原則として」とは、事業のおおむねの計画の策定状況等を踏まえ、事業評価実施局において適切な評価時期を設定できることをいう。 (2) 複数の事業間に密接な関連性がある場合、事業評価実施局は関連する事業評価を同時に実施するよう努めるものとする。 5 第6条関係 (1) 事前評価調書（案）は、事業評価実施局が策定するものとする。 (2) 事前評価調書（案）の様式及びその記載方法については、「公共事業事前評価調書（案）（様式2）」による。 (3) 事前評価調書（案）には、できるだけ客観的データを盛り込み、市民にわかりやすい内容となるよう努めるものとする。 6 第7条関係 (1) 事前評価調書（案）の市民への公表は事業評価実施局が行い、原則として次の場所において次の方法で行うものとする。 ア 市ホームページへの掲載 イ 市民情報センターにおける閲覧及び配布 ウ 評価を実施する事業の位置の区役所における閲覧及び配布 エ 事業評価実施局における閲覧及び配布 オ その他、事業評価実施局が必要と認める場所又は方法 (2) 市民意見の聴取を行うときは、広報よこはま及びその他市の広報媒体に、事業名、市民意見の聴取期間、公表する場所等を掲載するものとする。 (3) 市民意見の聴取は、次の者を対象とする。 ア 本市の区域内に住所を有する者 イ 本市の区域内に事務所又は事業所を有する者 ウ 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者 エ 本市の区域内に存する学校に在学する者 (4) 意見を提出しようとする市民は、意見等並びに当該市民の住所及び氏名を記載した文書を、次のいずれかの方法により提出するものとする。 ア 直接持参 イ 郵便 ウ F A X エ 電子メール オ その他、事業評価実施局が必要と認める方法 (5) 事業評価実施局は、収集した個人情報について横浜市個人情報の保護に関する	(5) 第2項各号に該当し、事前評価実施事業から除く場合、事業を所管する局、事業本部及び区役所（以下「事業評価実施局」という。）は、委員会の事務局と調整のうえ、「事業評価実施除外報告書（様式1）」により報告するものとする。 4 第5条関係 (1) 「原則として」とは、事業のおおむねの計画の策定状況等を踏まえ、事業評価実施局において適切な評価時期を設定できることをいう。 (2) 複数の事業間に密接な関連性がある場合、事業評価実施局は関連する事業評価を同時に実施するよう努めるものとする。 5 第6条関係 (1) 事前評価調書（案）は、事業評価実施局が策定するものとする。 (2) 事前評価調書（案）の様式及びその記載方法については、「公共事業事前評価調書（案）（様式2）」による。 (3) 事前評価調書（案）には、できるだけ客観的データを盛り込み、市民にわかりやすい内容となるよう努めるものとする。 6 第7条関係 (1) 事前評価調書（案）の市民への公表は事業評価実施局が行い、原則として次の場所において次の方法で行うものとする。 ア 市ホームページへの掲載 イ 市民情報センターにおける閲覧及び配布 ウ 評価を実施する事業の位置の区役所における閲覧及び配布 エ 事業評価実施局における閲覧及び配布 オ その他、事業評価実施局が必要と認める場所又は方法 (2) 市民意見の聴取を行うときは、広報よこはま及びその他市の広報媒体に、事業名、市民意見の聴取期間、公表する場所等を掲載するものとする。 (3) 市民意見の聴取は、次の者を対象とする。 ア 本市の区域内に住所を有する者 イ 本市の区域内に事務所又は事業所を有する者 ウ 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者 エ 本市の区域内に存する学校に在学する者 (4) 意見を提出しようとする市民は、意見等並びに当該市民の住所及び氏名を記載した文書を、次のいずれかの方法により提出するものとする。 ア 直接持参 イ 郵便 ウ F A X エ 電子メール オ その他、事業評価実施局が必要と認める方法 (5) 事業評価実施局は、収集した個人情報について横浜市個人情報の保護に関する	

横浜市公共事業評価 実施要綱事務取扱要領の新旧対照表（3／12）

新【改 正 案】	旧【現 行】	備考
る条例（平成17年2月横浜市条例第6号）に従って適切に取り扱うものとする。 (6) 市民意見の聴取期間は、おおむね1か月とし、市民が意見を提出するために必要な時間等を勘案して定めるものとする。 (7) 「同様の手続」とは、事業の計画策定段階において、事業の必要性、効果及び事業計画等について公表し、市民に意見を聴く手続のことをいう。 (8) ただし書きに該当し、事前評価の手続の一部を除く場合、事業評価実施局は、委員会の事務局と調整のうえ、「事業評価実施除外報告書（様式1）」により報告するものとする。 7 第8条関係 (1) 「同様の手続」とは、事業の計画策定段階において、事業の必要性、効果及び事業計画等について公表し、第三者委員会等に意見を聴く手続のことをいう。 (2) ただし書きに該当し、事前評価の手続の一部を除く場合、事業評価実施局は、委員会の事務局と調整のうえ、「事業評価実施除外報告書（様式1）」により報告するものとする。 8 第9条関係 (1) 「事前評価の結果」は、事業評価実施局が策定するものとする。 (2) 「市民意見」、「市民意見に対する市の見解」及び「事前評価調書」の公表は、事業評価実施局が行うものとする。 (3) 「委員会資料」及び「意見具申に対する対応」の公表は、委員会の事務局が行うものとする。 （再評価関係） 9 第10条関係 (1) 第1項において、補助事業以外の事業については、事業の目的の機能が整い、供用された場合を事業完了とし、その後の関連する工事等は、再評価の対象とはしないものとする。 (2) 第1項の「実施する事業」の単位は、原則として事業採択を行う際の「箇所」を1つの事業単位とするが、関連する工事等が一体となって効果を発揮するものについては、それらをまとめて1つの事業単位として再評価を行うものとする。 (3) 第1項の「原則として」とは、総事業費によらず、市民生活や地域経済への影響等の視点から事業評価実施局が必要と判断した事業については、委員会の事務局と調整のうえ、再評価を実施することができること及び次のいずれかに該当する場合については、個々の事情等を踏まえ、事業評価実施局において、適切な経過期間を設定することができることをいう。なお、適切な経過期間を設定する場合、事業評価実施局は、委員会の事務局と調整のうえ、「経過期間設定報告書（様式3）」により報告するものとする。 ア 事業採択時の事業期間が5年を超える場合又は複数の事業で一体となって効果を発揮する場合	る条例（平成17年2月横浜市条例第6号）に従って適切に取り扱うものとする。 (6) 市民意見の聴取期間は、おおむね1か月とし、市民が意見を提出するために必要な時間等を勘案して定めるものとする。 (7) 「同様の手続」とは、事業の計画策定段階において、事業の必要性、効果及び事業計画等について公表し、市民に意見を聴く手続のことをいう。 (8) ただし書きに該当し、事前評価の手続の一部を除く場合、事業評価実施局は、委員会の事務局と調整のうえ、「事業評価実施除外報告書（様式1）」により報告するものとする。 7 第8条関係 (1) 「同様の手続」とは、事業の計画策定段階において、事業の必要性、効果及び事業計画等について公表し、第三者委員会等に意見を聴く手続のことをいう。 (2) ただし書きに該当し、事前評価の手続の一部を除く場合、事業評価実施局は、委員会の事務局と調整のうえ、「事業評価実施除外報告書（様式1）」により報告するものとする。 8 第9条関係 (1) 「事前評価の結果」は、事業評価実施局が策定するものとする。 (2) 「市民意見」、「市民意見に対する市の見解」及び「事前評価調書」の公表は、事業評価実施局が行うものとする。 (3) 「委員会資料」及び「意見具申に対する対応」の公表は、委員会の事務局が行うものとする。 （再評価関係） 9 第10条関係 (1) 第1項において、補助事業以外の事業については、事業の目的の機能が整い、供用された場合を事業完了とし、その後の関連する工事等は、再評価の対象とはしないものとする。 (2) 第1項の「実施する事業」の単位は、原則として事業採択を行う際の「箇所」を1つの事業単位とするが、関連する工事等が一体となって効果を発揮するものについては、それらをまとめて1つの事業単位として再評価を行うものとする。 (3) 第1項の「原則として」とは、総事業費によらず、市民生活や地域経済への影響等の視点から事業評価実施局が必要と判断した事業については、委員会の事務局と調整のうえ、再評価を実施することができること及び次のいずれかに該当する場合については、個々の事情等を踏まえ、事業評価実施局において、適切な経過期間を設定することができることをいう。なお、適切な経過期間を設定する場合、事業評価実施局は、委員会の事務局と調整のうえ、「経過期間設定報告書（様式3）」により報告するものとする。 ア 事業採択時の事業期間が5年を超える場合又は複数の事業で一体となって効果を発揮する場合	

横浜市公共事業評価 実施要綱事務取扱要領の新旧対照表（4／12）

新【改 正 案】	旧【現 行】	備考
イ 第1項各号に定める期間が経過した時点で、事業は継続中であるが、翌年度に事業費の予算化を行わない場合又は当該年度に事業費の執行見込みがない場合 (4) 第1項の「単純な更新を目的とした」とは、単独もしくは複数の既存施設を対象に、機能の向上や効率性を図りながら（軽微なものを除く）再構築を行う場合以外のことをいう。 (5) 第1項第4号の「再評価の実施の必要が生じた事業」の判断は、事業費や事業期間等の進捗状況を適時・適切に確認する取組を行った事業についてはその結果も踏まえ、再評価の実施局の長が行うものとする。 ただし、工事着手時や事業の一部完了時など事業進捗の節目において、事業費の大幅な増額や事業計画の抜本的な見直しが生じた場合は、適時・適切に再評価を実施するものとする。 なお、「事業費の大幅な増額」とは、当初総事業費に対して30%を超える（物価変動分を除く）場合をいう。 (6) 第2項第1号の規定は、第1項第4号に該当する事業には適用しない。ただし、特別な理由がある場合はこの限りではない。 (7) 第2項の「一定以上の事業進捗が図られている事業」とは、再評価実施年度の前年度末までの事業進捗率が、その時点の総事業費に対し80%以上である事業のことをいう。 (8) 第2項の「当該年度の翌年度末までに完了する見込みである事業」として、実施事業から除いた事業が、当該年度の翌年度末までに完了しないことが判明した場合は、速やかに再評価を実施するものとする。 (9) 第2項の「事業目的等の変更を伴う再構築中の事業」に該当する事業は、原則として翌年度に再評価の実施時期を変えることができる。ただし、前の再評価で「継続（一部見直し）」とした事業については、見直しが確定した後に再評価を行うものとする。 (10) 第2項の「再評価と同様の手続」とは、再評価を実施する時期に資料等を公表し、事業進捗状況等に対し第三者委員会等に意見を求め、事業の継続について判断する手続を実施していることをいう。 (11) 第2項各号に該当し、再評価実施事業から除く場合、事業評価実施局は、委員会の事務局と調整のうえ、「事業評価実施除外報告書（様式1）」により報告するものとする。 10 第11条関係 複数の事業間に密接な関連性がある場合、事業評価実施局は関連する事業評価を同時に実施するよう努めるものとする。 11 第12条関係 (1) 再評価調書（案）は、事業評価実施局が策定するものとする。 (2) 再評価調書（案）の様式及びその記載方法については、「公共事業再評価調書	イ 第1項各号に定める期間が経過した時点で、事業は継続中であるが、翌年度に事業費の予算化を行わない場合又は当該年度に事業費の執行見込みがない場合 (4) 第1項の「単純な更新を目的とした」とは、単独もしくは複数の既存施設を対象に、機能の向上や効率性を図りながら（軽微なものを除く）再構築を行う場合以外のことをいう。 (5) 第2項の「一定以上の事業進捗が図られている事業」とは、再評価実施年度の前年度末までの事業進捗率が、その時点の総事業費に対し80%以上である事業のことをいう。 (6) 第2項の「当該年度の翌年度末までに完了する見込みである事業」として、実施事業から除いた事業が、当該年度の翌年度末までに完了しないことが判明した場合は、速やかに再評価を実施するものとする。 (7) 第2項の「事業目的等の変更を伴う再構築中の事業」に該当する事業は、原則として翌年度に再評価の実施時期を変えることができる。ただし、前の再評価で「継続（一部見直し）」とした事業については、見直しが確定した後に再評価を行うものとする。 (8) 第2項の「再評価と同様の手続」とは、再評価を実施する時期に資料等を公表し、事業進捗状況等に対し第三者委員会等に意見を求め、事業の継続について判断する手続を実施していることをいう。 (9) 第2項各号に該当し、再評価実施事業から除く場合、事業評価実施局は、委員会の事務局と調整のうえ、「事業評価実施除外報告書（様式1）」により報告するものとする。 10 第11条関係 複数の事業間に密接な関連性がある場合、事業評価実施局は関連する事業評価を同時に実施するよう努めるものとする。 11 第12条関係 (1) 再評価調書（案）は、事業評価実施局が策定するものとする。 (2) 再評価調書（案）の様式及びその記載方法については、「公共事業再評価調書	

横浜市公共事業評価 実施要綱事務取扱要領の新旧対照表（5／12）

新【改 正 案】	旧【現 行】	備考
（案）（様式4）」による。 （3）再評価調書（案）には、できるだけ客観的データを盛り込み、市民にわかりやすい内容となるよう努めるものとする。 12 第14条関係 「対応方針」は、事業評価実施局が確定するものとする。 13 第15条関係 （1）「再評価の結果」は、事業評価実施局が策定するものとする。 （2）「再評価の結果」の公表は、委員会の事務局が行うものとする。 （事後評価関係） 14 第16条関係 （1）第2項の「事後評価と同様の手続」とは、事業完了後に事業の効果の発現状況等について、学識経験者等に意見を求めている場合のことをいう。 （2）第2項各号に該当し、事後評価実施事業から除く場合、事業評価実施局は、委員会の事務局と調整のうえ、「事業評価実施除外報告書（様式1）」により報告するものとする。 15 第18条関係 （1）事後評価調書（案）は、事業評価実施局が策定するものとする。 （2）事後評価調書（案）の様式及びその記載方法については、「公共事業事後評価調書（案）（様式5）」による。 （3）事後評価調書（案）には、できるだけ客観的データを盛り込み、市民にわかりやすい内容となるよう努めるものとする。 16 第20条関係 （1）「事後評価の結果」は、事業評価実施局が策定するものとする。 （2）「事後評価の結果」の公表は、委員会の事務局が行うものとする。 附 則 （施行期日） 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。 （横浜市事業再評価実施要綱事務取扱要領の廃止） 2 横浜市事業再評価実施要綱事務取扱要領（平成10年12月16日施行）は、廃止する。 附 則 （施行期日） この要領は、平成17年6月28日から施行する。	（案）（様式4）」による。 （3）再評価調書（案）には、できるだけ客観的データを盛り込み、市民にわかりやすい内容となるよう努めるものとする。 12 第14条関係 「対応方針」は、事業評価実施局が確定するものとする。 13 第15条関係 （1）「再評価の結果」は、事業評価実施局が策定するものとする。 （2）「再評価の結果」の公表は、委員会の事務局が行うものとする。 （事後評価関係） 14 第16条関係 （1）第2項の「事後評価と同様の手続」とは、事業完了後に事業の効果の発現状況等について、学識経験者等に意見を求めている場合のことをいう。 （2）第2項各号に該当し、事後評価実施事業から除く場合、事業評価実施局は、委員会の事務局と調整のうえ、「事業評価実施除外報告書（様式1）」により報告するものとする。 15 第18条関係 （1）事後評価調書（案）は、事業評価実施局が策定するものとする。 （2）事後評価調書（案）の様式及びその記載方法については、「公共事業事後評価調書（案）（様式5）」による。 （3）事後評価調書（案）には、できるだけ客観的データを盛り込み、市民にわかりやすい内容となるよう努めるものとする。 16 第20条関係 （1）「事後評価の結果」は、事業評価実施局が策定するものとする。 （2）「事後評価の結果」の公表は、委員会の事務局が行うものとする。 附 則 （施行期日） 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。 （横浜市事業再評価実施要綱事務取扱要領の廃止） 2 横浜市事業再評価実施要綱事務取扱要領（平成10年12月16日施行）は、廃止する。 附 則 （施行期日） この要領は、平成17年6月28日から施行する。	

横浜市公共事業評価 実施要綱事務取扱要領の新旧対照表（6／12）

新【改 正 案】	旧【現 行】	備考
附 則 （施行期日） この要領は、平成18年 4 月 1 日から施行する。 附 則 （施行期日） この要領は、平成20年 4 月 1 日から施行する。 附 則 （施行期日） この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、「5 第 8 条関係」（3）の改正規約については、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。 附 則 （施行期日） この要領は、平成24年 6 月 1 日から施行する。 附 則 （施行期日） この要領は、平成25年 5 月31日から施行する。 附 則 （施行期日） この要領は、平成26年 1 月 1 日から施行する。 附 則 （施行期日） この要領は、平成27年 4 月 1 日から施行する。 附 則 （施行期日） この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 （施行期日） この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。	附 則 （施行期日） この要領は、平成18年 4 月 1 日から施行する。 附 則 （施行期日） この要領は、平成20年 4 月 1 日から施行する。 附 則 （施行期日） この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、「5 第 8 条関係」（3）の改正規約については、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。 附 則 （施行期日） この要領は、平成24年 6 月 1 日から施行する。 附 則 （施行期日） この要領は、平成25年 5 月31日から施行する。 附 則 （施行期日） この要領は、平成26年 1 月 1 日から施行する。 附 則 （施行期日） この要領は、平成27年 4 月 1 日から施行する。 附 則 （施行期日） この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。	

横浜市公共事業評価 実施要綱事務取扱要領の新旧対照表（7／12）

以下、変更箇所を抜粋

新【改 正 案】	旧【現 行】	備考																																				
(様式1) 〇〇〇〇第 号 平成 年 月 日 行財政局長 〇〇局長 事業評価実施除外報告書 次の事業に関する事業評価の実施（手続の一部）を除外することについて、横浜市公共事業評価実施要綱事務取扱要領に基づき、関係資料を添付し、報告します。 <table><tr><th>除外する評価の種類 （事前、再、事後）＊</th><th>事 業 名</th><th>除外根拠条項</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> ※ 事前評価において、手続の一部（市民意見の聴取又は委員会の審議）を除外する場合は、評価の種類とあわせて、除外する手続も記入してください。 担当課 _____局 _____課(Tel _____)	除外する評価の種類 （事前、再、事後）＊	事 業 名	除外根拠条項																(様式1) 〇〇〇〇第 号 平成 年 月 日 財政局長 〇〇局長 事業評価実施除外報告書 次の事業に関する事業評価の実施（手続の一部）を除外することについて、横浜市公共事業評価実施要綱事務取扱要領に基づき、関係資料を添付し、報告します。 <table><tr><th>除外する評価の種類 （事前、再、事後）＊</th><th>事 業 名</th><th>除外根拠条項</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> ※ 事前評価において、手続の一部（市民意見の聴取又は委員会の審議）を除外する場合は、評価の種類とあわせて、除外する手続も記入してください。 担当課 _____局 _____課(Tel _____)	除外する評価の種類 （事前、再、事後）＊	事 業 名	除外根拠条項																
除外する評価の種類 （事前、再、事後）＊	事 業 名	除外根拠条項																																				
除外する評価の種類 （事前、再、事後）＊	事 業 名	除外根拠条項																																				

新【改 正 案】			旧【現 行】			備考
(様式2) 公共事業事前評価調書（案）			(様式2) 公共事業事前評価調書（案）			
事業概要	事業名		事業名			
	場所 （所在地）		場所 （所在地）			
	事業目的		事業目的			
	事業内容		事業内容			
	事業 スケジュール		事業 スケジュール			
	総事業費		総事業費			
	事業の 必要性	1. 主たる行政課題 2. 関連する課題・ニーズ 3. 上位計画における位置付け・根拠法令等 4. 社会経済情勢 5. 代替性 6. 適地性 7. 公的関与の必要性（市民利用施設に限る） 8. その他 9. 施設規模の妥当性	事業の 必要性	※次のうち該当する項目について記載する。 ①必要性・優先度、②上位計画における位置付け・根拠法令等 ③社会経済情勢、④代替性、⑤適地性、⑥公的関与の必要性 ⑦その他		
事業の 効果	事業 効率	1. 費用便益分析等 2. 採算性（収入のある施設）	事業の 効果 （費用便益分析等）	※次のうち該当する項目について記載する。 ①定性的事項 ②定量的事項（費用便益分析等、（利用者数・待機人数、現有対応能力との関係など） ③コスト削減の取組み ④その他		
	波及的影響 （効果）	1. 住民生活 2. 地域経済 3. 安全・安心 4. 環境 5. 地域社会 6. その他	環境への配慮			
	実施環境	1. 事業の実効性 2. 事業の成立性 3. 技術的難易度	地域の状況等			
事業手法			事業手法			
コスト削減						
その他			その他			
添付資料			添付資料			
担当部署		局 部 課（TEL ）	担当部署	局・区 部 課（TEL ）		

横浜市公共事業評価 実施要綱事務取扱要領の新旧対照表（9／12）

新【改 正 案】	旧【現 行】	備考																																				
(様式3) 〇〇〇〇第 号 令和 年 月 日 行財政局長 〇〇局長 経 過 期 間 設 定 報 告 書 次の事業に関して再評価実施局において適切な経過期間を設定することについて、横浜市公共事業評価実施要綱事務取扱要領に基づき、その理由等を報告します。 <table><tr><th>事 業 名</th><th>経過期間</th><th>経過期間を設ける理由</th></tr><tr><td>(記載例) ●●整備事業</td><td>2021 年度当初 から 2 年間</td><td>直近の事業評価としては2015 年度に再評価を諮っており、2020 年度が再評価を実施する時期となるが、事業完了年度延伸の予定があり、2021 年度に事業変更の認可を固め、2022 年度に再評価に諮る予定のため</td></tr><tr><td>(記載例) 都市計画道路 ●●線 (●●地区)</td><td>2016 年度当初 から 事業費の予算化 を行う年度まで</td><td>直近の事業評価としては2010 年度に再評価を諮っており、2015 年度が再評価を実施する時期となるが、2015 年から2020 年度まで、国費が充当されないため、市の事業費の予算化がされておらず、2021 年度以降も予算化の見通しが立たないため</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> 担当課 _____ 局 _____ 課 (Tel _____)	事 業 名	経過期間	経過期間を設ける理由	(記載例) ●●整備事業	2021 年度当初 から 2 年間	直近の事業評価としては2015 年度に再評価を諮っており、2020 年度が再評価を実施する時期となるが、事業完了年度延伸の予定があり、2021 年度に事業変更の認可を固め、2022 年度に再評価に諮る予定のため	(記載例) 都市計画道路 ●●線 (●●地区)	2016 年度当初 から 事業費の予算化 を行う年度まで	直近の事業評価としては2010 年度に再評価を諮っており、2015 年度が再評価を実施する時期となるが、2015 年から2020 年度まで、国費が充当されないため、市の事業費の予算化がされておらず、2021 年度以降も予算化の見通しが立たないため										(様式3) 〇〇〇〇第 号 令和 年 月 日 財政局長 〇〇局長 経 過 期 間 設 定 報 告 書 次の事業に関して再評価実施局において適切な経過期間を設定することについて、横浜市公共事業評価実施要綱事務取扱要領に基づき、その理由等を報告します。 <table><tr><th>事 業 名</th><th>経過期間</th><th>経過期間を設ける理由</th></tr><tr><td>(記載例) ●●整備事業</td><td>2021 年度当初 から 2 年間</td><td>直近の事業評価としては2015 年度に再評価を諮っており、2020 年度が再評価を実施する時期となるが、事業完了年度延伸の予定があり、2021 年度に事業変更の認可を固め、2022 年度に再評価に諮る予定のため</td></tr><tr><td>(記載例) 都市計画道路 ●●線 (●●地区)</td><td>2016 年度当初 から 事業費の予算化 を行う年度まで</td><td>直近の事業評価としては2010 年度に再評価を諮っており、2015 年度が再評価を実施する時期となるが、2015 年から2020 年度まで、国費が充当されないため、市の事業費の予算化がされておらず、2021 年度以降も予算化の見通しが立たないため</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> 担当課 _____ 局 _____ 課 (Tel _____)	事 業 名	経過期間	経過期間を設ける理由	(記載例) ●●整備事業	2021 年度当初 から 2 年間	直近の事業評価としては2015 年度に再評価を諮っており、2020 年度が再評価を実施する時期となるが、事業完了年度延伸の予定があり、2021 年度に事業変更の認可を固め、2022 年度に再評価に諮る予定のため	(記載例) 都市計画道路 ●●線 (●●地区)	2016 年度当初 から 事業費の予算化 を行う年度まで	直近の事業評価としては2010 年度に再評価を諮っており、2015 年度が再評価を実施する時期となるが、2015 年から2020 年度まで、国費が充当されないため、市の事業費の予算化がされておらず、2021 年度以降も予算化の見通しが立たないため										
事 業 名	経過期間	経過期間を設ける理由																																				
(記載例) ●●整備事業	2021 年度当初 から 2 年間	直近の事業評価としては2015 年度に再評価を諮っており、2020 年度が再評価を実施する時期となるが、事業完了年度延伸の予定があり、2021 年度に事業変更の認可を固め、2022 年度に再評価に諮る予定のため																																				
(記載例) 都市計画道路 ●●線 (●●地区)	2016 年度当初 から 事業費の予算化 を行う年度まで	直近の事業評価としては2010 年度に再評価を諮っており、2015 年度が再評価を実施する時期となるが、2015 年から2020 年度まで、国費が充当されないため、市の事業費の予算化がされておらず、2021 年度以降も予算化の見通しが立たないため																																				
事 業 名	経過期間	経過期間を設ける理由																																				
(記載例) ●●整備事業	2021 年度当初 から 2 年間	直近の事業評価としては2015 年度に再評価を諮っており、2020 年度が再評価を実施する時期となるが、事業完了年度延伸の予定があり、2021 年度に事業変更の認可を固め、2022 年度に再評価に諮る予定のため																																				
(記載例) 都市計画道路 ●●線 (●●地区)	2016 年度当初 から 事業費の予算化 を行う年度まで	直近の事業評価としては2010 年度に再評価を諮っており、2015 年度が再評価を実施する時期となるが、2015 年から2020 年度まで、国費が充当されないため、市の事業費の予算化がされておらず、2021 年度以降も予算化の見通しが立たないため																																				

横浜市公共事業評価 実施要綱事務取扱要領の新旧対照表（10／12）

新【改 正 案】										旧【現 行】										備考
(様式4)										(様式4)										
公共事業再評価調書（案）										公共事業再評価調書（案）										
番 号				事業担当局課		局		課		番 号				事業担当局課		局・区		課		
事 業 名						採択年度				事 業 名						採択年度				
施工場所						経過年数				施工場所						経過年数				
目的及び 事業概要		1. 目的 2. 必要性 3. 効果 4. 施設概要								目的、必要性、効果、事業規模等										
				当 初（ 評価： 年度）		変 更（ 評価： 年度）												当 初(事業採択時)		変 更(平成 年度)
		事 業 期 間								事業期間										
		総 事 業 費 内 訳	合 計								事業費	合 計								
					市：		市：		国 費											
					国：		国：		市 費											
			細 目									変更内容								
		変更内容										上位計画等								
上 位 計画等																				
関連事業																				
【2】 事業の 必要性の 再評価		事業の必 要性を巡 る社会経 済情勢等 の変化		・事業採択の際の前提となっている需要の見込みや地元情勢の変化等を含む社会経済情勢の変化 ・自然環境条件の変化等						【3】		事業を巡る 社会経済情 勢等の変化 【3】 ・需要見込みや地元情勢の変化等、事業を巡る社会経済情勢の変化 ・上位計画・関連計画の変化 ・自然環境条件の変化等 がある場合、その内容を記載								
事業効果 【4】		1. 事業効率（費用便益分析、採算性、主たる効果） 2. 波及的影響（効果）（住民生活、地域経済、安全・安心、環境、地域社会、教育、その他） 3. 実施環境（事業の実効性、事業の成立性、技術的難易度など）																		
										事業の 投資効果 ・ 事業効果等 （費用便益分析等 【4】		①費用便益分析又はその他定量的事項 残事業のB／Cがある場合、その内容を具体的に記載 ②定性的効果を具体的に記載 〔その他特記事項〕 ※横浜市独自の手法でB/Cの算定を行っている場合はその方法を簡潔に記載								

横浜市公共事業評価 実施要綱事務取扱要領の新旧対照表（11／12）

新【改 正 案】				旧【現 行】				備考
【2】	事業の 進捗状況	事業進捗よく率%			事業の 進捗状況	事業進捗よく率%		
		用地取得率%						
		供用等の状況						
事業の進 捗見込 み・課題		【5】		事業の課題 及び 進捗見込み				
事業の改善		【6】		その 他 (コスト削減項目等				
その他								
添付資料								
対応方針 (案)	継 続	計画通り(上記計画を実施)※1						
		一部見直し(上記計画を変更)※2						
	【見直し内容】							
		中 止						
対応方針 (案) と した理由								
※1：既に見直し内容が確定している場合は、こちらを選択してください。前の再評価で「継続(一部見直し)」の事業についても、その見直し内容が確定している場合は、こちらを選択してください。								
※2：今後、見直しを行うことが確定している事業は、こちらを選択し、見直し内容を記載してください。								

事業の 進捗状況	事業進捗よく率%		
	用地取得率%		
	供用等の状況		
事業の課題 及び 進捗見込み			【5】
その 他 (コスト削減項目等			
その他			【6】
添付資料			
対応方針 (案)	継 続	計画通り(上記計画を実施)※1	
		一部見直し(上記計画を変更)※2	
	【見直し内容】		中 止
対応方針 (案) とし た理由			
※1：既に見直し内容が確定している場合は、こちらを選択してください。前の再評価で「継続(一部見直し)」の事業についても、その見直し内容が確定している場合は、こちらを選択してください。			
※2：今後、見直しを行うことが確定している事業は、こちらを選択し、見直し内容を記載してください。			

横浜市公共事業評価 実施要綱事務取扱要領の新旧対照表（12／12）

新【改 正 案】					旧【現 行】					備考	
(様式5)					(様式5)						
公共事業事後評価調書（案）					公共事業事後評価調書（案）						
番 号		事業担当局課	局 課		番 号		事業担当局課	局・区 課			
事 業 名			完了年度		事 業 名			完了年度			
施 工 場 所			経過年数		施 工 場 所			経過年数			
目的及び事業概要		1. 目的 2. 事業概要（施設概要、位置図、施設規模） 3. 事業期間 4. 総事業費			目的及び事業概要		・目的 ・完了した時点の事業規模				
【7】	事業効果等の確認	事業計画及び事業に係る要因の変化等【8】	1. 費用対効果の想定(算定)根拠となった要因の変化 ・事業期間の変化 ・事業費の変化 ・事業計画(条件)の変化 ・費用対効果を向上させた取組 2. 社会経済情勢の変化			【7】	要因の変化・事業計画の変更の経緯等【8】	※事業途中等で事業計画（事業費、事業期間、施設の利用状況等）を変更している場合は、その理由や背景、内容を記載（事前評価や再評価の実績がある場合は、その経緯を踏まえて記載する。） ※費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化がある場合は概括的に記載する。			
		事業の効果の発現状況【8】 況と環境の変化【8】	1. 事業の効果の発現状況 ・費用便益分析、感度分析 ・採算性 ・主たる効果、 ・波及的影響(効果) 2. 事業実施による環境の変化 ・事業の実施による周辺の環境(生活環境や自然環境)に及ぼした影響					事業の効果の発現状況(費用便益分析等)【8】 ・時間短縮効果 ・サービス水準の向上 ・環境面からの効果 ・社会経済面からの効果 ・費用便益分析 等 効果の発現状況を具体的に記載			
その他(事前評価からの主な意見に対する対応)【9】					その他(事前評価)【9】						
【7】	対応方針(案)	1. 今後の事後評価の必要性 2. 改善措置の必要性			【7】	対応方針(案)	・改善措置の必要性」の有無と理由				
	今後に向けた検討項目・改善点	・同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性				今後に向けた検討項目・改善点	・事前評価実施後、事業を進めるにあたり当初想定しておらず検討が必要となった事項や課題となった事項 ・同種事業を進める場合の今後の改善点(計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性など				
添付資料					添付資料						